

第一子出産祝金給付金

岐阜県少子化対策事業の一環として、第2子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができるよう支援するため、お祝い金を支給する岐阜県の「第二子以降出産祝金事業」と同調し、市の単独事業として「第一子出産祝金」を支給します。

✿支給対象者✿

下記の要件をいずれも満たす人

- ①令和5年4月1日以降に第1子を出産した母又はその配偶者で、第1子の出生日に第1子と同一の住所を有する人
- ②第1子の出生日から第1子を監護し、かつ、生計を同じくする人
- ③出産した母又はその配偶者が第1子の出生日において、市内に住所を連続して1年以上有していること。若しくは、出産した母又はその配偶者が転入後1年以内に第1子を出産した場合は、転入日から1年経過していること。
- ④出産した母又はその配偶者と第1子の世帯において、公租公課を滞納していないこと。

✿支給額✿ 児童1人につき10万円

✿支給にあたっては、申請書の提出が必要となります。
市福祉支援課から申請書をお渡ししますので、必要書類（お生まれになったお子様の記載のある戸籍の全部事項証明書等）を添付し、ご提出ください。



お問い合わせ

本巣市役所 健康福祉部 福祉支援課 子育て支援係

☎058-323-7752